

介護分野における外国人人材に関する 諸制度や動向について ～技能実習制度など～

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
福祉人材確保対策室

外国人介護人材の受入れについての考え方

【国内の人材確保対策】

- 2025年に向けた介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本。

【制度の趣旨に沿った検討】

- 外国人介護人材の受入れに係る検討は、人材不足への対応ではなく、各制度の趣旨に沿って進めていく。
 - ①EPA(経済連携協定): 経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
 - ②技能実習: 日本から相手国への技能移転
 - ③資格を取得した留学生への在留資格付与: 専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ

【①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ】

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。(3,529人を受け入れ、757名が資格取得)
- 平成29年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。

【②技能実習制度への介護職種の追加】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律が平成28年11月に成立、公布。平成29年11月1日施行。
- 平成29年9月29日、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう、介護職種に固有の要件を定める告示を公布。平成29年11月1日に対象職種に介護を追加。

【③資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)】

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する「入管法一部改正法」が平成28年11月に成立、公布。平成29年9月1日施行。

介護に従事する外国人の受入れ

EPA（経済連携協定）
（インドネシア・フィリピン
・ベトナム）

在留資格「介護」
（H29. 9 / 1 ~）

介護職種の技能実習
（H29. 11 / 1 ~）

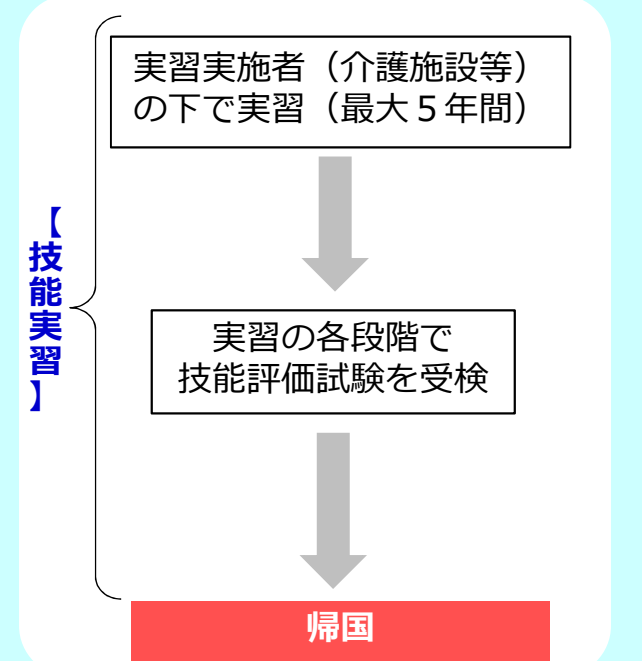
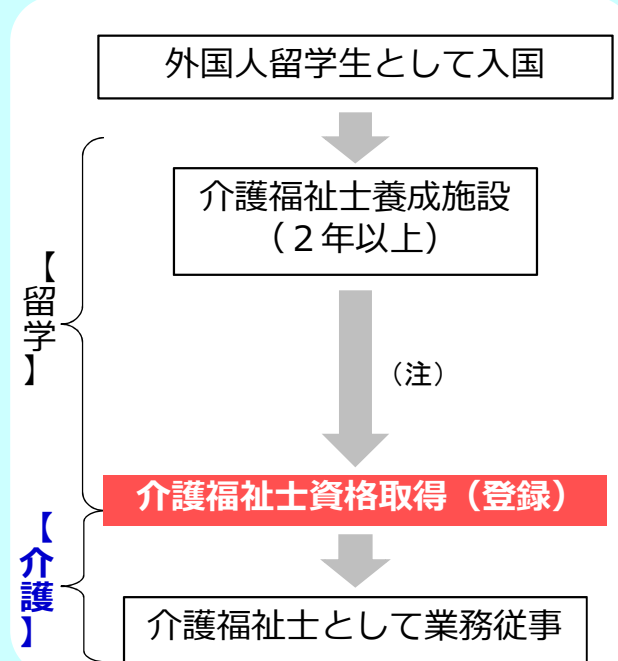
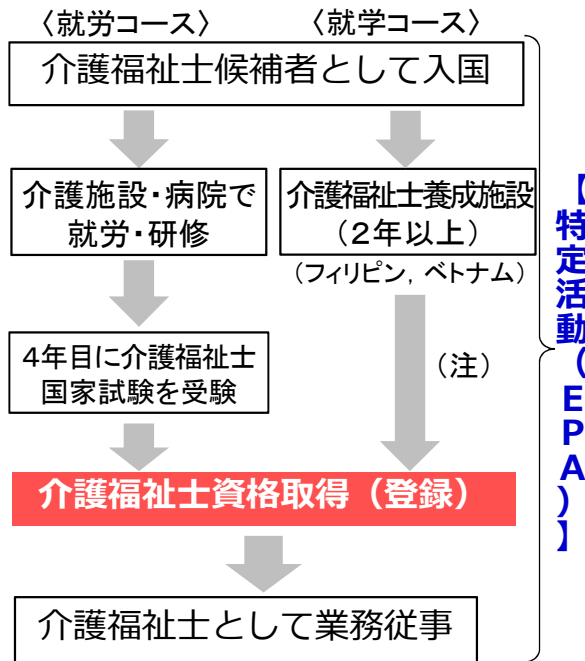
制度
趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の
外国人の受入れ

本国への技能移転

受入れ
の流れ



- ・ 家族（配偶者・子）の帯同が可能
- ・ 在留期間更新の回数制限なし

本国での技能等の活用

（注）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

2. 介護分野における外国人の受入れ

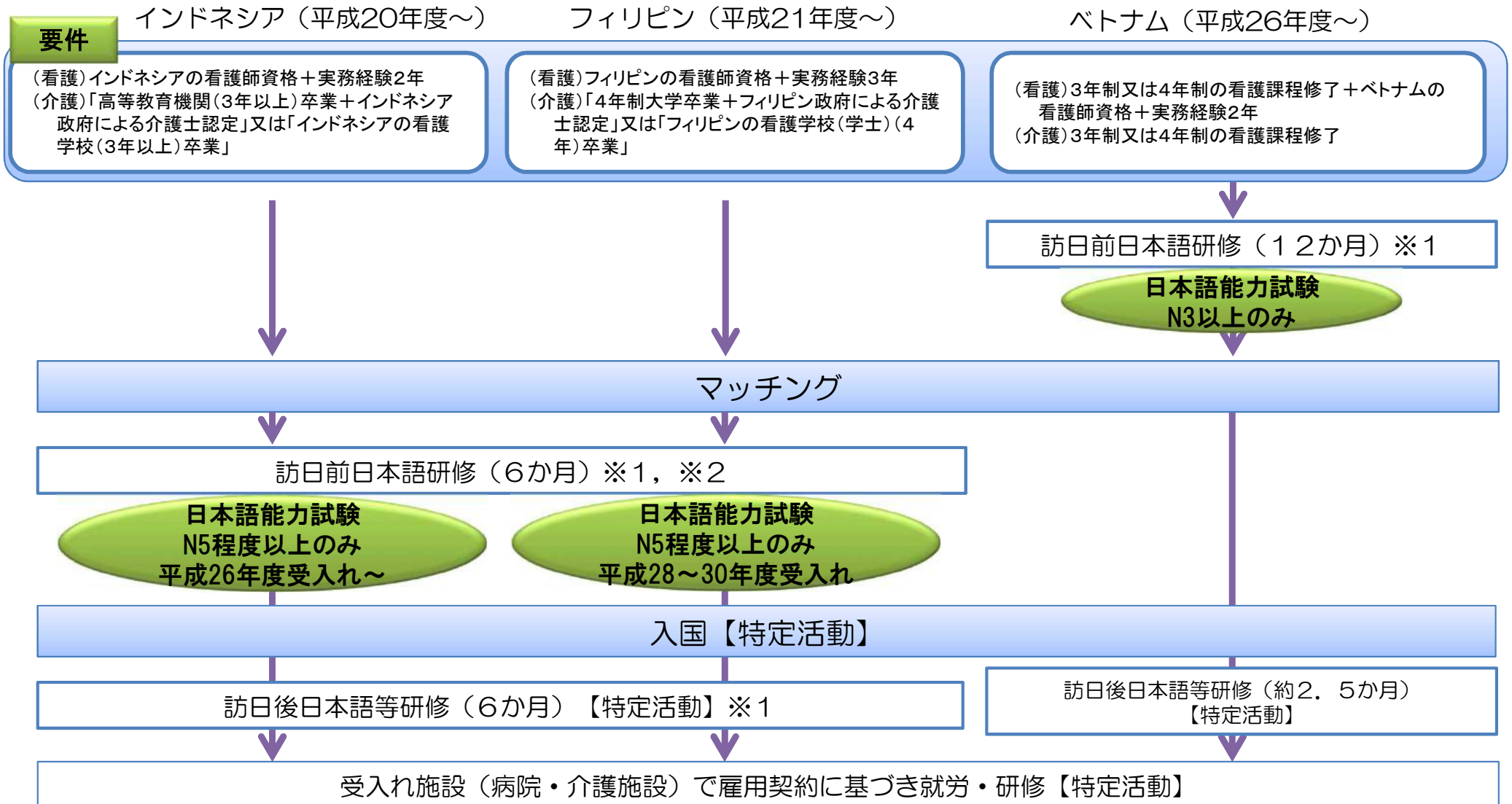
(1) EPA(経済連携協定)に基づく受入れ

(2) 在留資格「介護」の創設

(3) 技能実習制度への介護職種の追加

経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



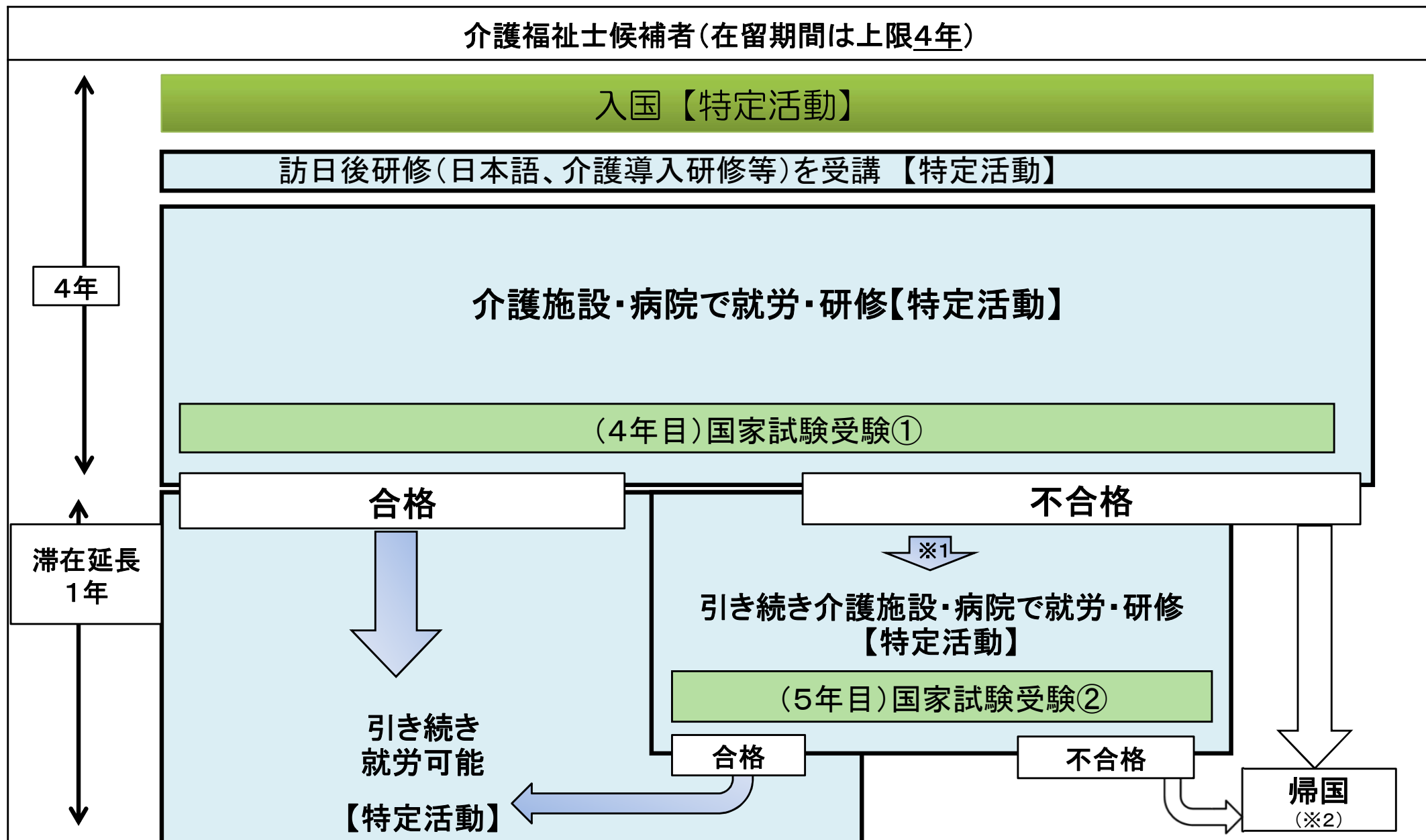
注 【 】内は在留資格を示す。

注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。

また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。

注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

経済連携協定に基づく受入れの枠組(介護:入国以降)



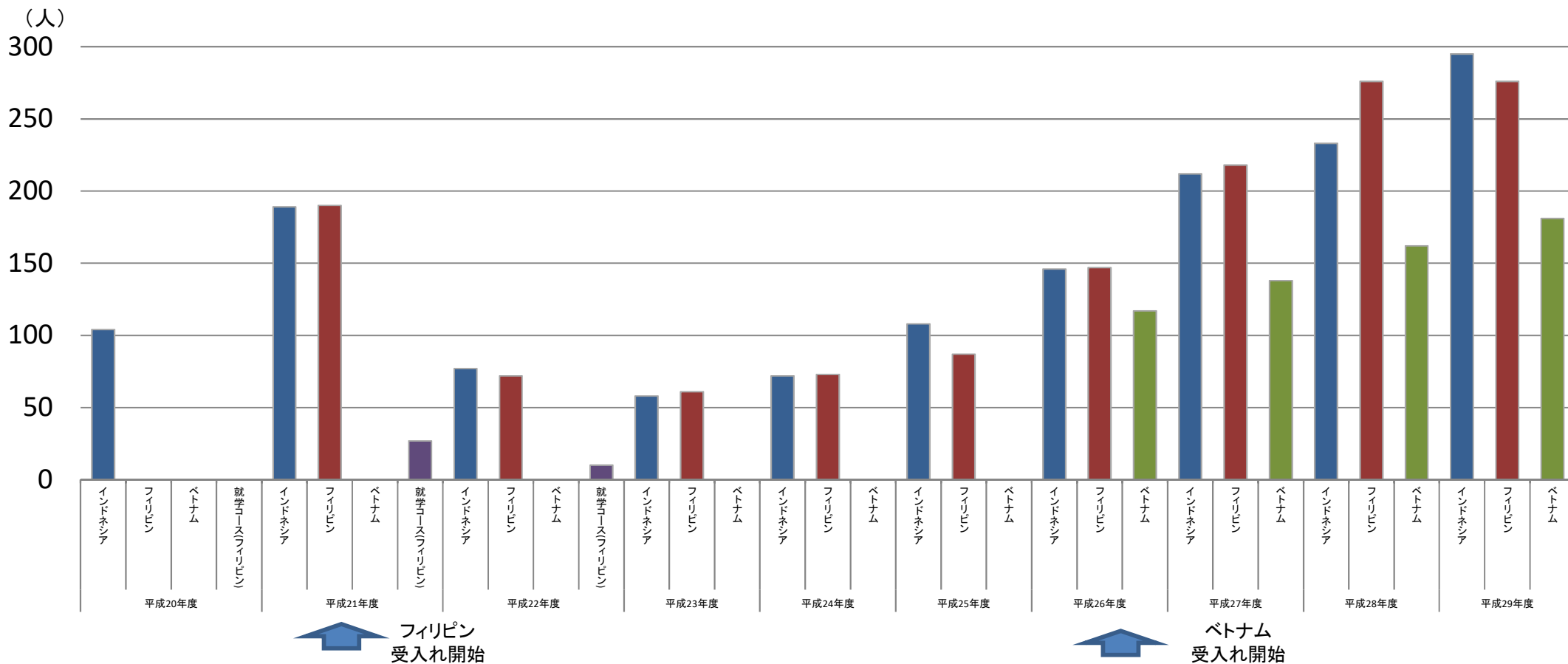
(※1)一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

(※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

注)【 】内は在留資格を示す。

介護福祉士候補者受入れ人数の推移

OEPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は3,500人超。



入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	累計
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	1,494
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	276	1,400
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	598
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	3,492
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。

※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

経済連携協定に基づく受入れに係る国家試験合格者・合格率の推移

受験年度	介護福祉士国家試験											
	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	— (130,830)	— (67,993)	— (52.0%)
平成21年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	— (153,811)	— (77,251)	— (50.2%)
平成22年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	— (154,223)	— (74,432)	— (48.3%)
平成23年度	94	35	37.2%	1	1	100%	—	—	—	95 (137,961)	36 (88,190)	37.9% (63.9%)
平成24年度	184	86	46.7%	138	42	30.4%	—	—	—	322 (136,375)	128 (87,797)	39.8% (64.4%)
平成25年度	107	46	43.0%	108	32	29.6%	—	—	—	215 (154,390)	78 (99,689)	36.3% (64.6%)
平成26年度	85	47	55.3%	89	31	34.8%	—	—	—	174 (153,808)	78 (93,760)	44.8% (61.0%)
平成27年度	82	48	58.5%	79	34	43.0%	—	—	—	161 (152,573)	82 (88,300)	50.9% (57.9%)
平成28年度	109	68	62.4%	100	36	36.0%	—	—	—	209 (76,323)	104 (55,031)	49.8% (72.1%)
平成29年度	161	62	38.5%	164	62	37.8%	95	89	93.7%	420 (92,654)	213 (65,574)	50.7% (70.8%)

※ 合計欄の()内の数字は、日本人を含めた全体の受験者数、合格者数、合格率を表す。

E P A 介護福祉士候補者等に対する支援

- EPA（経済連携協定）に基づき、平成20年度より介護福祉士候補者の受入れを行っており、現在、インドネシア・フィリピン・ベトナムの3か国から毎年度各国300人を上限に受け入れているところ。
- 近年、候補者の国家試験合格率が上昇傾向にあり、連動するように年々各国からの候補者の入国者数が増加している状況が続いているところであり、平成30年度においては、過去最大の入国者数が見込まれている。
- このため、平成30年度予算においては、入国者の増加にに応じて、引き続き候補者等の相談支援や国家試験対策、日本語学習支援等を実施することができるよう、「外国人介護福祉士候補者等受入支援事業」及び「外国人介護福祉士候補者学習支援事業」の実施に必要な経費を計上する。

【事業内容】

	外国人介護福祉士候補者等受入支援事業	外国人介護福祉士候補者学習支援事業
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者の就労前の「介護導入研修」の実施 ・候補者等の受入施設を巡回訪問して研修状況の把握や必要な指導の実施 ・候補者等や受入施設からの就労・研修に係る相談・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施 ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導 ・資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援
実施主体	(公社)国際厚生事業団(JICWELS)	民間団体(公募)

【候補者数等の推移】

入国年度	EPA介護福祉士候補者数(30.3.1現在)				巡回施設数(実績)
	インドネシア	フィリピン	ベトナム	計	
27年度	195人	183人	106人	484人	296か所
28年度	228人	265人	155人	648人	367か所
29年度	295人	276人	180人	751人	474か所
30年度(見込)	298人	282人	193人	773人	576か所
31年度(見込)	300人	300人	240人	840人	—

【平成30年度予算額】

(目)衛生関係指導者養成等委託費

○外国人介護福祉士候補者等受入支援事業
 (30'予算額) (29'予算額)
 82,976千円 ← 82,976千円

○外国人介護福祉士候補者学習支援事業
 (30'予算額) (29'予算額)
 114,697千円 ← 114,697千円

2. 介護分野における外国人の受入れ

(1) EPA(経済連携協定)に基づく受入れ

(2) 在留資格「介護」の創設

(3) 技能実習制度への介護職種の追加

介護に従事する外国人の受入れ

背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

**担い手を生み出す ~ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ**

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

(参考)
介護福祉士登録者数
139.8万人(H27年度)
介護福祉士養成施設数
379校(H27年4月)

(注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

在留資格「介護」による受入れ

外国人留学生として入国

介護福祉士養成施設
(2年以上)

(注1)

介護福祉士資格取得(登録)

介護福祉士として業務従事

【留学】

【介護】
(注2)

(参考)インドネシア、フィリピン、ベトナムとのEPA(経済連携協定)による受入れ

〈就労コース〉

〈就学コース〉

介護福祉士候補者として入国

介護施設・病院で就労・研修

4年目に介護福祉士国家試験を受験

介護福祉士養成施設
(2年以上)

(フィリピン、ベトナム)

(注1)

【特定活動(EPA)】

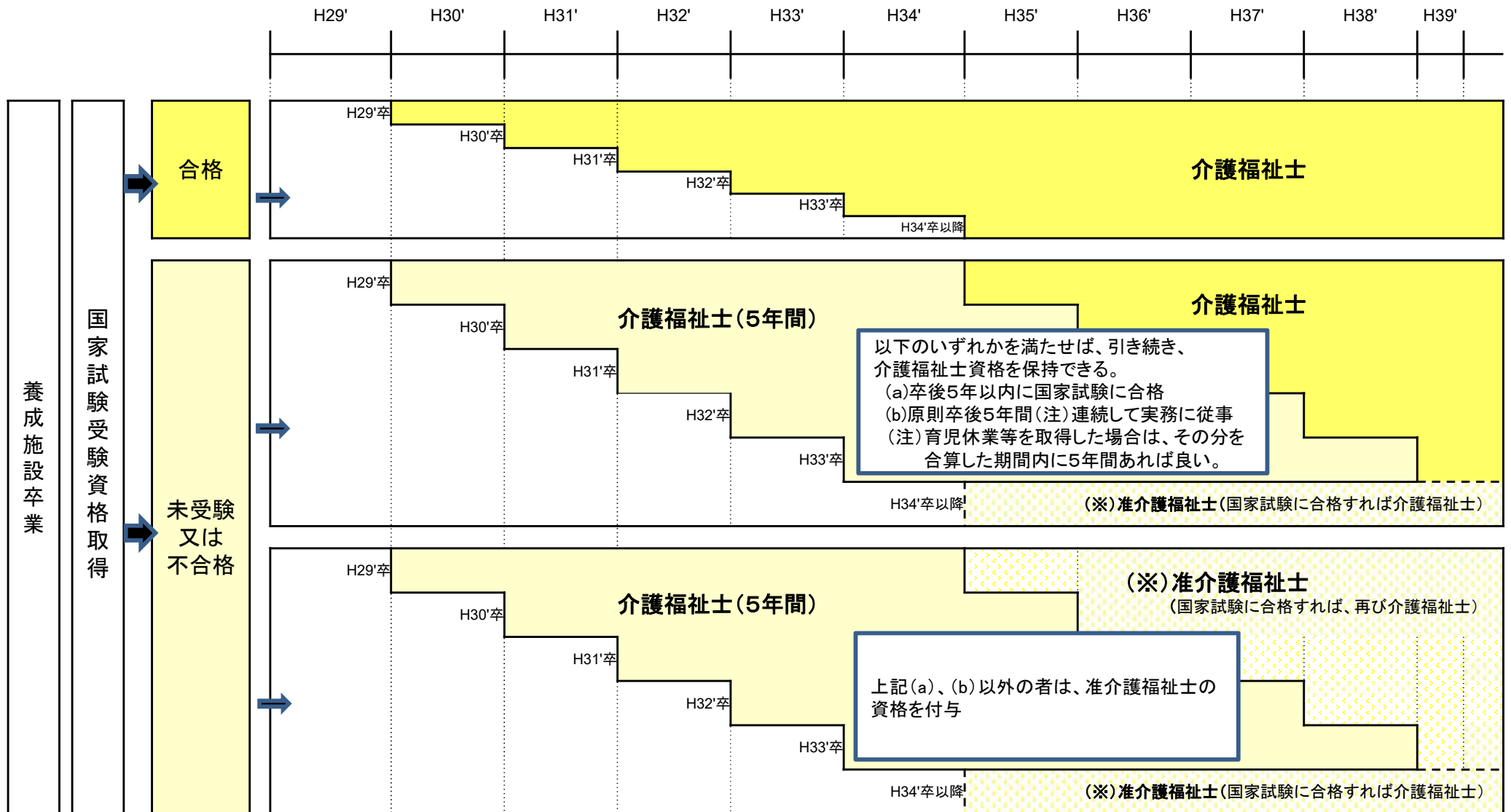
※【 】内は在留資格

(注2)特例措置について

本邦の介護福祉士養成施設を卒業した外国人が、平成29年4月から改正法施行までの間に、介護福祉士として介護又は介護の指導を行う場合については、特例措置として「特定活動」を許可

養成施設ルートへの国家試験導入の道筋

○ 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けの漸進的な導入を図る。



(※) 平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正において、養成施設卒業者への国家試験の義務付けに伴い、未受験又は不合格者には当分の間、「介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とする者」として准介護福祉士の資格が付与されることとされた。准介護福祉士制度については、国家試験の義務付けの完全実施となる平成34年度から施行されることとなる。

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け

29年度補正予算額 14.0億円

- 平成29年9月より在留資格「介護」が創設されたことにより、在留資格「留学」による留学生が留学中に介護福祉士国家資格を取得し、介護業務に従事することで日本に長期間滞在できることとなった。
- これにより、今後、日本に留学する外国人が介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格を取得する者が増加することが見込まれる。
- このため、こうした者が養成施設で修学する際に必要となる費用等について貸付けを行い、介護福祉士の資格を取得後、日本国内で高度人材として就労し、介護サービスの生産性の向上に寄与できるよう、その受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の充実を図る。

事業実施スキーム

養成施設入学者への修学資金貸付け

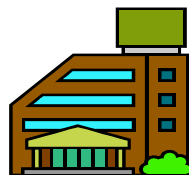
○貸付額(上限)

介護福祉士養成施設修学者

- ア 学 費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

【実施主体】

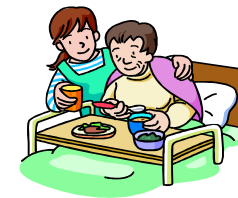
都道府県又は
都道府県が適当と認める団体



貸付

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



5年間、介護の仕事に継続して従事

(途中で他産業に転職、
自己都合退職等)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。



在留資格「留学」により
入国した留学生

入学

介護福祉士養成施設
の学生

卒業、
資格取得

資格取得後、介護業務に従事することで
在留資格「介護」により長期滞在可能

【新】介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業の創設 【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

1. 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を經由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生（日本語学校・養成施設）

奨学金の貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

- 1年目：日本語学校
学費：月5万円
居住費：月3万円
- 2年目・3年目：介護福祉士養成施設
学費：月5万円
入学準備金：20万円（初回に限る）
就職準備金：20万円（最終回に限る）
国家試験受験対策費用：4万円（年額）
居住費：月3万円

経費助成

補助率：1/3※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県（委託可）

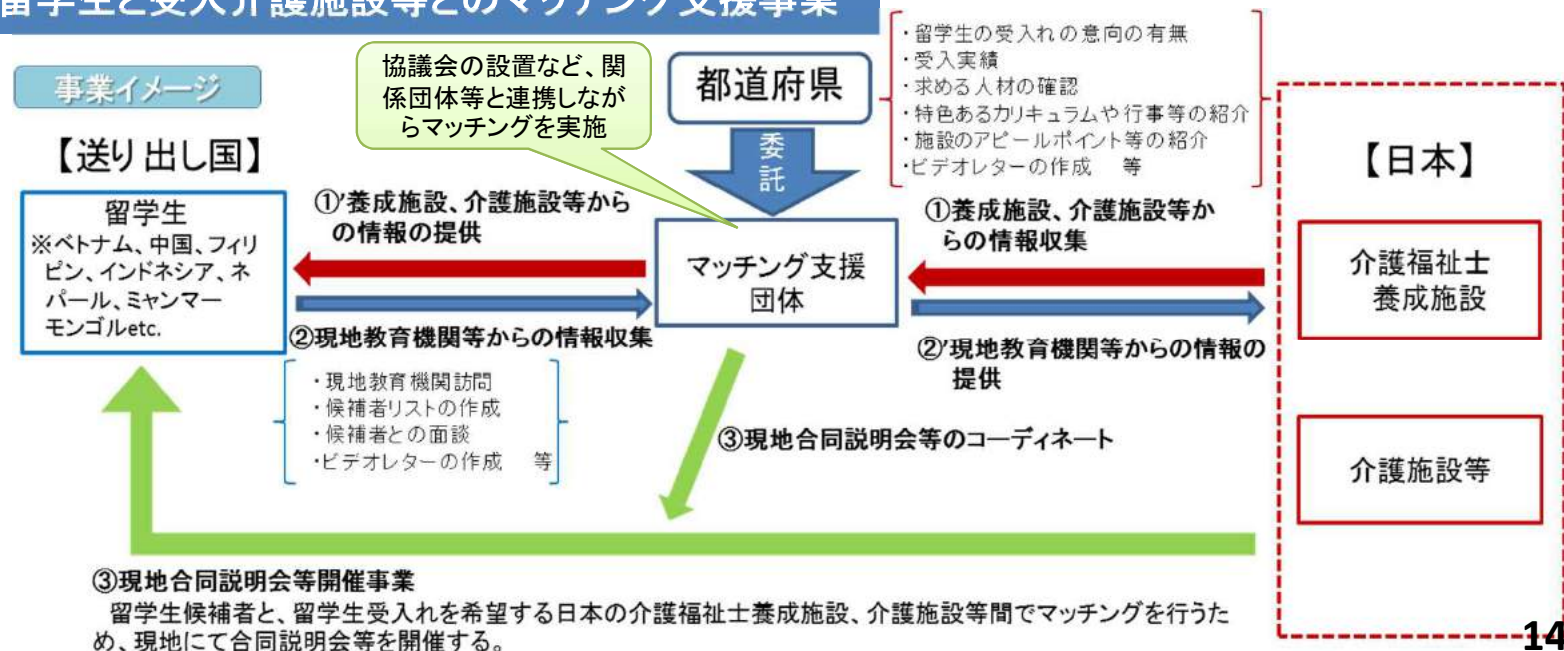
2. 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業

【目的】

意欲ある留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを適切に行い、円滑な受入支援体制の構築を図るため、地域の実情に応じたきめ細かいマッチングを行うことが可能な団体に対して、情報収集や情報提供などに必要な経費を助成する。

【事業内容】

- ① 外国人留学生の発掘や、留学生に対する養成施設や介護施設等に関する情報提供
- ② 現地での合同説明会の開催等のマッチング支援 等



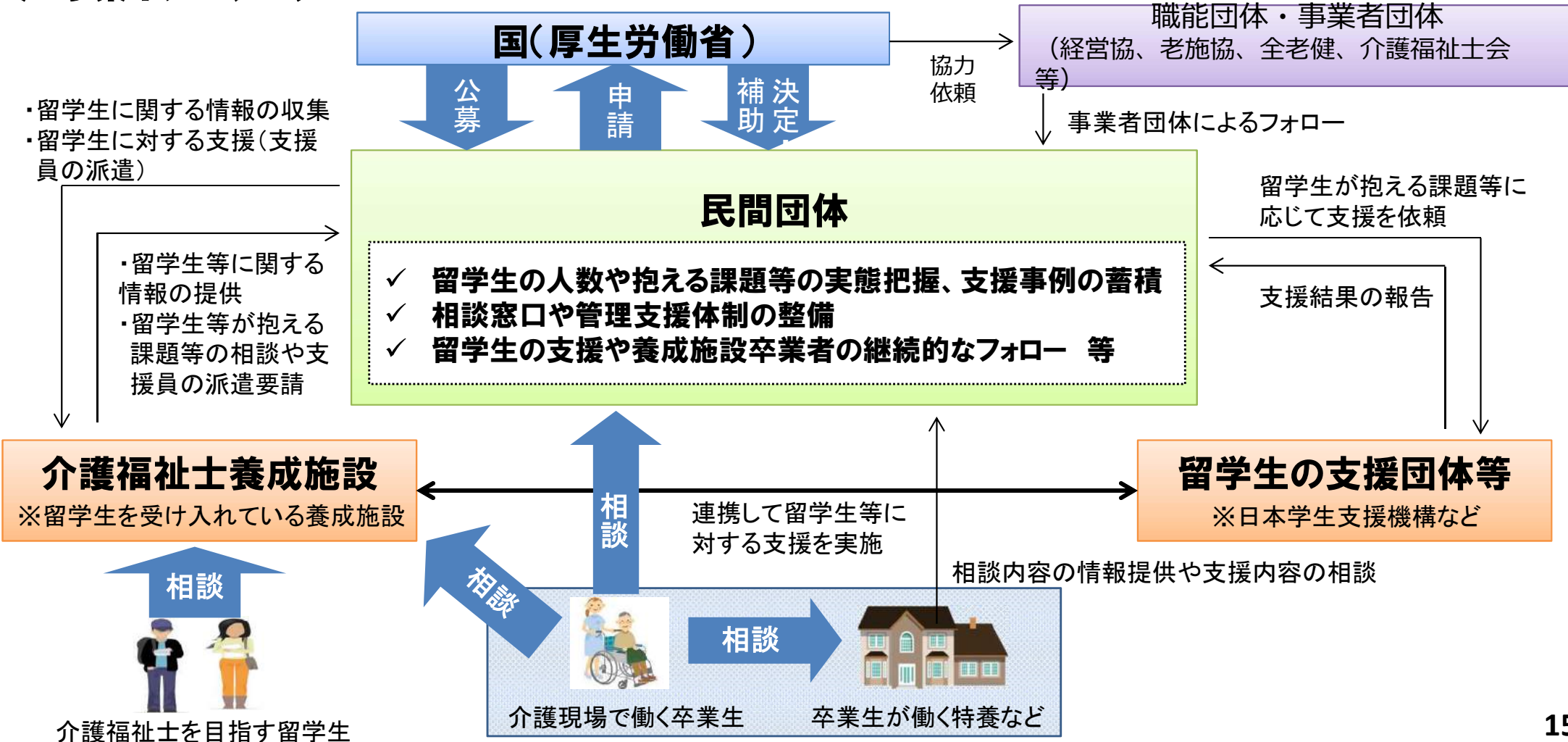
介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業

平成30年度予算額
1.3億円

- 在留資格「介護」の創設により、介護福祉士の資格を取得し、日本国内で介護の業務に従事するため、介護福祉士養成施設への外国人留学生が増加していくことが考えられる。
- こうした人材については、介護現場における専門人材としての活躍が期待されることから、日本での日常生活面における支援や就職後における悩み等に対する相談支援など、在学中や養成施設卒業後の継続的なフォローを実施していくことが重要である。
- このため、介護福祉士を目指す外国人留学生等の実態把握や日常生活面における支援を実施するなど、相談支援等の体制整備を図る。

< 事業イメージ >

※全国を4ブロックに分け、ブロック単位で支援を実施



現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者（養成施設ルート）に、在留資格「介護」を決定



見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」(本年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

(参考)現行法令

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

2. 介護分野における外国人の受入れ

(1) EPA(経済連携協定)に基づく受入れ

(2) 在留資格「介護」の創設

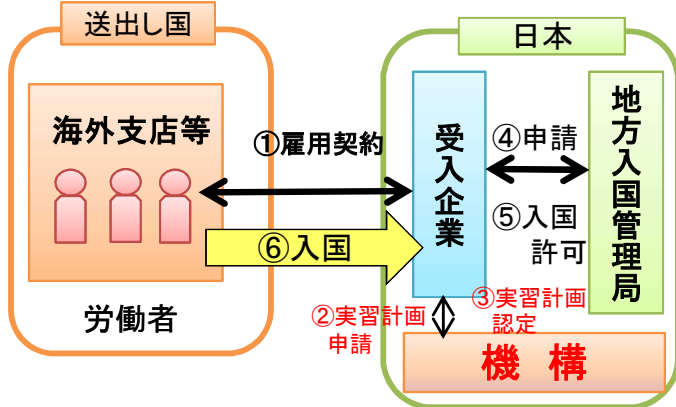
(3) 技能実習制度への介護職種の追加

技能実習制度の仕組み

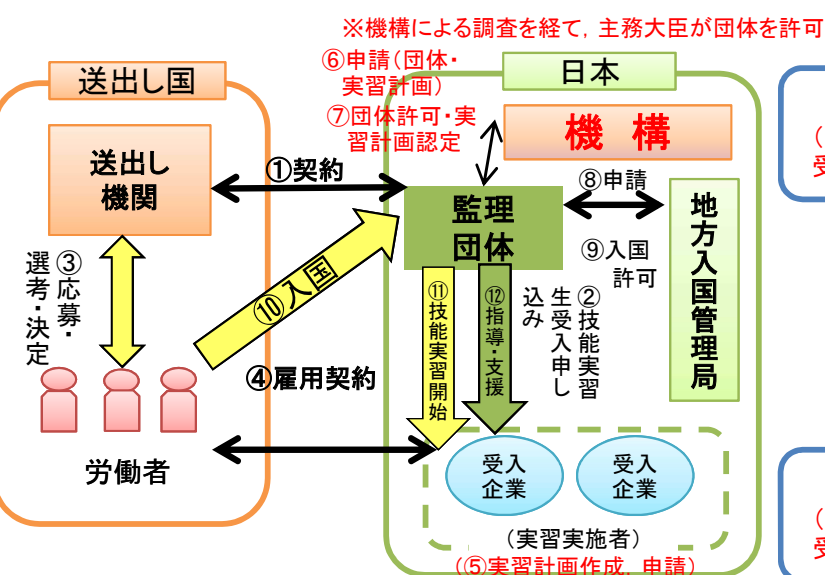
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約27万人在留している。
※平成29年末時点

技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

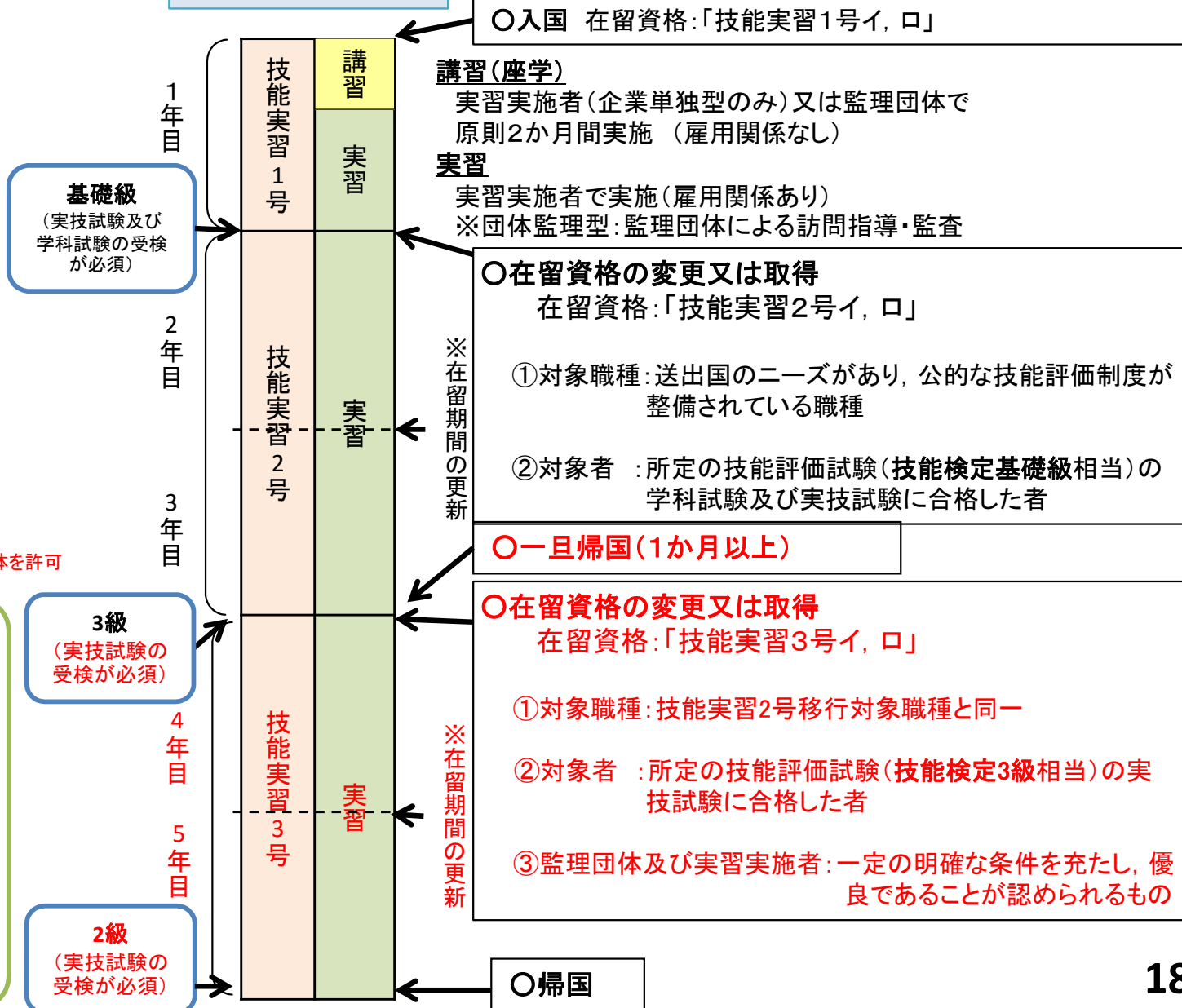
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ

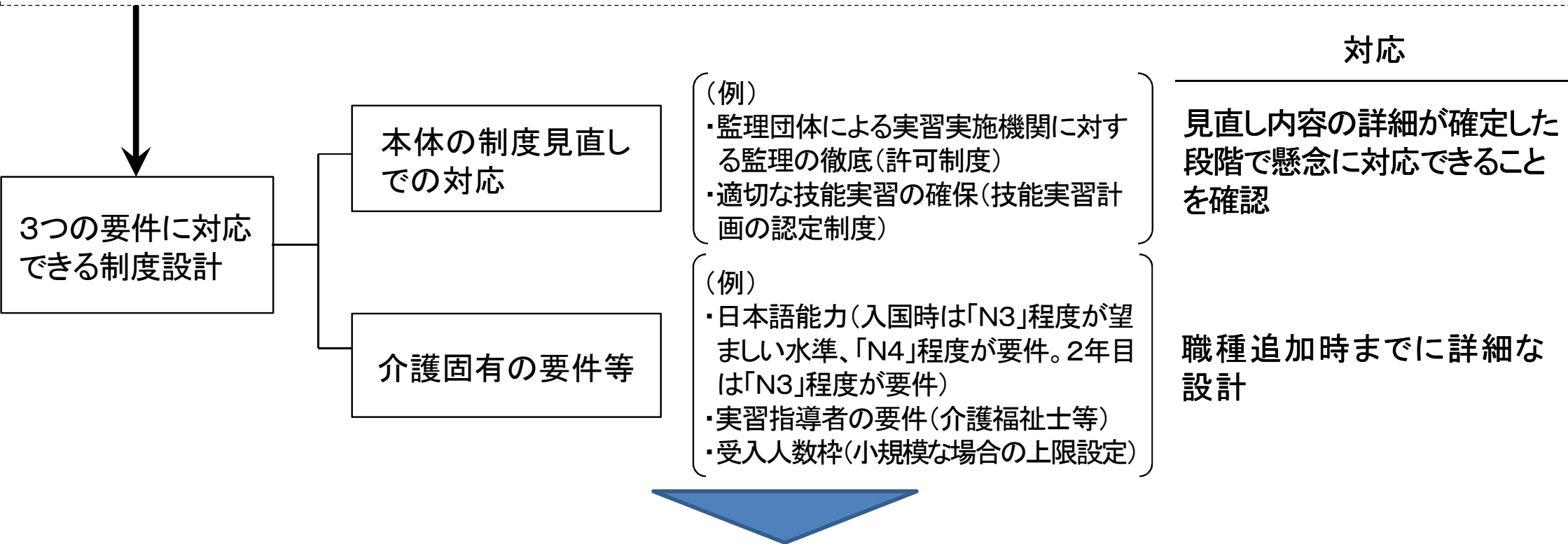


※新制度の内容は赤字

介護職種の追加について

【基本的考え方】

- 外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応。
- 職種追加に当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保した上で職種追加。
 - ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること。
 - ② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること。
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること。



- 職種追加に向け、様々な懸念に対応できるよう、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)で示された具体的な対応の在り方に沿って、制度設計を進める。

技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件

※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。

コミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件（参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
適切な実習実施者の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設）ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断

技能実習評価試験

移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） ・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業の拡充等

- 平成29年11月から施行される介護の技能実習に関して、適切な実習実施体制を確保し、実習生が日本語を学習するための環境整備等の支援を行い、実習生の技能の修得等が円滑に図られるようにする必要がある。
- このため、平成29年度予算においては、①自己学習のためのWEBコンテンツの開発、提供②介護の日本語テキスト作成③技能実習指導員向けの講習会の開催を実施することとしている。
- 平成30年度予算においては、開発したWEBコンテンツ及び介護テキストのさらなる多言語化を図るとともに、技能実習指導員向けの講習会を引き続き実施するために必要な経費を計上する。

【事業内容】

		29年度実施内容	30年度実施内容
事業内容	①自己学習のためのWEBコンテンツの開発、提供	・「N4」入国者が2年目移行までに「N3」に合格することを目的とした日本語自己学習支援ツールの開発及び実習生等への提供 (英語・インドネシア語・ベトナム語の解説を付記)	技能実習生の受入状況や学習状況を勘案しながら、 ○タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、中国語等への言語対応の拡充 ○必要に応じたプログラムの見直しや用語の追加等を行う。
	②介護の日本語テキストの作成	・介護の専門用語や声かけなど、実習生が介護現場で使用する日本語を学習できるテキストの作成 (英語・インドネシア語・ベトナム語の解説を付記)	
	③技能実習指導員向けの講習会の開催	・介護の技能実習指導員が実習生の指導に必要な知識・技術を修得するための講習会の開催 ・47全都道府県を含む80か所程度での実施 ・施設負担も勘案して日帰り可能な7時間の講義	引き続き全47都道府県を含む80か所程度で、7時間の講習を実施
実施主体		民間団体(公募)	

【平成30年度予算額】

(目)衛生関係指導者養成等委託費 (30'予算額) 71,411千円 (29'予算額) 95,510千円(▲24,099千円)

監理団体の皆様へ ～介護職種の技能実習生の日本語学習をサポートします～

介護職種の技能実習生の受入れについて、実習生が円滑に技能を修得できるよう、実習生の日本語学習をサポートするためのWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を公開しています。

WEBコンテンツ **にほんごをまなぼう** の特徴

- 介護の技能実習生の日本語学習をサポート [無料で利用できます]
- 監理団体や実習実施担当者が実習生の学習管理を行うことができます
- 技能実習生の自己学習を促します
- 順次、コンテンツの多言語対応を進めています (※)

※2018年5月末現在、英語、インドネシア語、ベトナム語に対応。2019年3月までに順次、中国語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語に対応させていく予定です。

「にほんごをまなぼう」 ➤ <https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

⑨コンテンツ利用には、監理団体の利用申請が必要です。申請手順は次のとおりです。

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 利用申請 | : 監理団体利用申請ページ (https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/register.aspx)から団体情報を登録します。 |
| 2. 利用登録完了 | : 利用申請の後、メールで通知されたURL、ID、パスワードを使ってログインします。 |
| 3. 実習実施担当者・実習生の登録 | : 実習実施担当者や実習生の情報を登録します。 |
| 4. 実習生の学習管理 | : 監理団体、実習実施担当者が実習生の学習状況を確認できます。
(実習生が立てる目標の確認、テストの採点、テスト結果の確認、目標の進捗等) |

●トップページ

●監理団体利用申請ページ

●学習目標設定ページ

●学習進捗状況の確認ページ

実施回	実施日	正答率
4回	2018/02/28 09:57:00	90%
3回	2018/02/28 09:56:00	100%
2回	2018/02/27 18:00:46	80%
1回	2018/02/19 15:31:21	60%

